

第二章 取り組むべき具体的施策（抜粋）

※ 【目標と具体的取組】を抜粋

I 関係事業者の取組：基本法第 15 条関係**I－1 競馬における取組【農林水産省】****第 1 競馬における広告・宣伝の在り方**1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

- 競馬主催者等は、広告・宣伝が射幸心をあおるものにならないよう、平成 31 年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、平成 33 年度までに公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保、主要レースの広告費の抑制等を盛り込むことを検討。

2 普及啓発の推進

競馬主催者等は、以下の取組を推進。

- 年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- 平成 31 年度から、啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催等の取組を実施。

第 2 競馬におけるアクセス制限等1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討

- 各競馬主催者は、警備体制の強化等により、入場制限者を確実に把握し、競馬場等への入場制限を実施。
- 競馬主催者等は、入場制限措置の支援ツールとして、平成 31 年度から個人認証システムの研究を開始し、3 年を目途とした研究を踏まえその導入の可能性を検討。

2 競馬場・場外馬券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システム活用に向けた検討

- 各競馬主催者は、警備体制の強化等により、20 歳未満の者の馬券購入の禁止を徹底。
- 競馬主催者等は、平成 31 年度から研究を開始する個人認証システムについて、3 年を目途とした研究を踏まえ 20 歳未満の者の判定への応用可能性を検討。

3 購入限度額設定システムの早期導入等による、インターネット投票におけるアクセス制限の強化

- 競馬主催者等は、平成 32 年度に前倒しして、インターネット投票の購入限度額設定システムを導入。

4 競馬場・場外馬券売場の ATM の撤去

- 各競馬主催者は、海外発行カード専用 ATM を除き、平成 31 年度から順次、競馬場及び場外馬券売場に設置されている ATM を撤去。

第 3 競馬における相談・治療につなげる取組

1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援

- 競馬主催者等は、他の公営競技と連携して、平成 33 年度までの支援開始を目指し、平成 31 年度から、自助グループ等の民間団体等に対する経済的支援策の検討を開始。

2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化

競馬主催者等は、以下の取組を推進。

- 引き続き、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター（公営競技カウンセリングセンター）を積極的に周知。従業員への継続的な研修により、人材を安定的に確保。
- 平成 31 年度から、各地域の包括的な連携協力体制に参画、各種対策を改善。

3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入

- 競馬主催者等は、平成 31 年度中に、自己診断により早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの作成に着手し、平成 32 年度中に公表。

第 4 競馬における依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策最高責任者の新設等による体制強化

- 競馬主催者等は、役職員に対する研修を継続的に実施。
- JRA は、平成 33 年度までに、ギャンブル等依存症対策最高責任者及び専門的スタッフを設置。
- 各地方競馬主催者は、平成 33 年度までに、役職員による一元的な指導体制を構築。

2 各主催者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定

- 競馬主催者等は、平成 31 年度中に「ギャンブル等依存症対策実施規程」の整備に着手し、平成 32 年度までに整備。

I-2 競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】

第 1 競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方

1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

- 競輪については JKA 及び全国競輪施行者協議会（全輪協）、オートレースについては JKA 及び全国小型自動車競走施行者協議会（全動協）は、それぞれ、広告・宣伝が射幸心をあおるものにならないよう、平成 31 年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、平成 33 年度までに公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込むことを検討。

2 普及啓発の推進

競輪・オートレース施行者等は、以下の取組を推進。

- 年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- 平成 31 年度から、啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナー等の開催等の取組を実施。

第2 競輪・オートレースにおけるアクセス制限等

1 個人認証システムの導入等による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化

- 競輪については JKA 及び全輪協、オートレースについては JKA 及び全動協において、平成 31 年度に、個人認証システムを含め、入場管理方法の在り方について検討を実施。

2 個人認証システムの導入に向けた取組等による、競輪場・オートレース場及び場外車券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化

- 競輪については JKA 及び全輪協、オートレースについては JKA 及び全動協は、平成 31 年度に、個人認証システムを含め、入場管理方法の在り方について検討を実施し、20 歳未満の者の車券購入禁止への応用可能性を検討。

3 購入限度額設定システムの導入によるインターネット投票におけるアクセス制限の強化

- 競輪については JKA 及び全輪協、オートレースについてはオートレース振興協会は、遅くとも平成 34 年度までに、インターネット投票の購入限度額設定システムを導入。

4 競走場・場外券売場の ATM の撤去

- 競輪施行者及び場外車券発売事業者は、平成 31 年度から順次、競輪場及び場外車券売場に設置している ATM を撤去。

第3 競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組

1 自助グループを始めとする民間団体に対する経済的支援

- JKA は、平成 31 年度から、補助事業を適切に周知し、自助グループ等の民間団体の取組に対する経済的支援を推進。

2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談体制の強化

- 競輪・オートレース施行者及び JKA は、引き続き、相談窓口や公営競技カウンセリングセンターを積極的に周知。
- 競輪・オートレース施行者は、平成 31 年度から、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、各種対策を改善。

3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入

- JKA、全輪協及び全動協は、平成 31 年度から、早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの作成に着手。

第4 競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進

- 全輪協及び全動協は、平成31年度以降、定期的な従業員研修を実施。

2 ギャンブル等依存症対策に関する体制強化

- 競輪については JKA 及び全輪協、オートレースについては JKA 及び全動協は、平成31年度に、業界全体のギャンブル等依存症対策の体制整備等の検討を実施。

I-3 モーターボート競走における取組【国土交通省】

第1 モーターボート競走における広告・宣伝の在り方

1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

- 全国モーターボート競走施行者協議会、日本モーターボート競走会、日本財団、日本モーターボート選手会及び BOATRACE 振興会（モーターボート競走関係団体）は、広告・宣伝が射幸心をあおるものにならないよう、平成31年度中に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、平成33年度までに公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込む。

2 普及啓発の推進

全国モーターボート競走施行者協議会（全施協）は、以下の取組を推進。

- 年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- 平成31年度から、啓発週間に注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催等の取組を実施。

第2 モーターボート競走におけるアクセス制限等

1 ICT技術の活用による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化

全施協は、以下の取組を推進。

- 平成31年度中に、本人・家族申告によるアクセス制限の周知方法を見直し。
- 平成31年度から3年間を目途に、ICT技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、その導入の可能性を検討。

2 競走場・場外舟券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化

- モーターボート競走施行者は、平成31年度中に、場内アナウンスや場内モニター等により、20歳未満の者による舟券の購入防止に関する注意喚起を強化。

3 購入限度額設定システムの早期導入等によるインターネット投票のアクセス制限の強化

- モーターボート競走関係団体は、平成32年度に前倒しして、インターネット投票の購入限度額設定システムを導入。

4 競走場及び場外舟券売場の ATM の撤去

- モーターボート競走施行者は、平成 31 年度から順次、競走場及び場外舟券売場に設置されている ATM を撤去。

第3 モーターボート競走における相談・治療につなげる取組

1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援

- 全施協は、他の公営競技と連携して、平成 33 年度までの支援開始を目指し、平成 31 年度から、自助グループ等の民間団体等に対する経済的支援策の検討を開始。
- また、全施協は、平成 31 年度中に、ギャンブル依存症予防回復支援センター（支援センター）の相談者向け助成制度（民間団体の初回利用料又は初診料の負担）の拡充の検討に着手。

2 ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化

- 全施協は、支援センターを積極的に周知。
- モーターボート競走施行者は、平成 31 年度から、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、各種対策を改善。

3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入

- 全施協は、平成 31 年度中に、早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの作成に着手し、平成 33 年度までに開発。

第4 モーターボート競走における依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の新設等による体制強化

全施協は、以下の取組を推進。

- 階層別の研修制度の整備のため、平成 31 年度中に窓口担当者を対象とした研修制度を、平成 33 年度までに管理者を対象とした研修制度を整備。
- 平成 31 年度から、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の設置に向けた検討に着手。

2 各施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定

- 全施協は、平成 31 年度中に、ギャンブル等依存症対策に必要な規程の精査及び取りまとめ方法等を検討し、平成 33 年度までに「ギャンブル等依存症対策実施規程」を整備。

I-4 ぱちんこにおける取組【警察庁】

第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方

1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

- ぱちんこ業界は、広告・宣伝がぱちんこへの依存問題の発生の抑止に資するものとなる

よう、平成 31 年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針を策定し公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込むことを検討。

2 普及啓発の推進

ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。

- 年間を通じて、青少年を含め、依存問題に関する普及啓発を推進。
- 平成 31 年度から、啓発週間に、啓発資料を配布し、シンポジウム・講演会を開催。

第2 ぱちんこにおけるアクセス制限

1 自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等

ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度以降、自己申告・家族申告プログラムの周知を強化。
- 平成 31 年度中に、本人の同意のない家族申告による入店制限を導入。
- 平成 33 年度までに、複数店舗への申告に関する負担軽減策を実施。顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討。

2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

- ぱちんこ業界は、平成 31 年度中に、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程において、18 歳未満の可能性がある者と認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化。

第3 ぱちんこにおける施設内の取組

1 ぱちんこ営業所の ATM 等の撤去

- ぱちんこ業界は、平成 31 年度以降、ぱちんこ営業所内に設置されている ATM 及びデビットカードシステムの撤去を推進。

2 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入

ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。

- 出玉規制に係る旧基準の遊技機の経過措置が終了する平成 33 年春までに、全ての遊技機を新基準に適合するものに入れ替える。
- 引き続き、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けて検討。

第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組

1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援

- ぱちんこ業界は、平成 31 年度中に、依存問題に取り組む民間団体等に対する支援を開始し、以降、毎年度、実績報告書を作成・公表。

2 ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介

- ぱちんこ業界は、平成 31 年度から、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を「安心パチンコ・パチスロリーフレット」に記載するなど、その周知を強化。

3 リカバリーサポート・ネットワーク (RSN) の相談体制の強化及び機能拡充のための支援

- ぱちんこ業界は、平成 33 年度までに、RSN への相談状況に応じ、RSN の相談体制・機能を充実強化。

第 5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備

1 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化

- ぱちんこ業界は、平成 33 年度までに、安心パチンコ・パチスロアドバイザーの活動の手引きの内容を充実させ、同制度の運用を改善。

2 ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定

- ぱちんこ業界は、平成 31 年度中に、広告・宣伝に係る指針、18 歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込む「依存問題対策要綱」（仮称）を制定・公表。

3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置

- ぱちんこ業界は、第三者機関である「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の評価・提言を積極的に活用。

4 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査

- 遊技産業健全化推進機構は、平成 31 年度から、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始。

5 ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善

- 都道府県公安委員会による報告・立入り、遊技産業健全化推進機構による点検を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進。

II 相談・治療・回復支援：基本法第 16～19 条関係

第 1 相談支援：基本法第 17 条関係

1 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備【厚生労働省・総務省】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 平成 32 年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点を整備。
- 平成 31 年度から、依存症対策全国センター（久里浜医療センター）のポータルサイトの認知度を上げるための取組や都道府県等における連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を強化。

2 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者における適切な支援【厚生労働省・総務省】

厚生労働省は、婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス

従事者について、以下の取組を推進。

- 引き続き、ギャンブル等依存症に関する知識や対応方法を周知。
- 平成 31 年度中に、依存症対策全国センターのポータルサイトに研修用動画を掲載。
- 「子ども虐待対応の手引き」の改訂に当たり、ギャンブル等依存症について加筆。

3 消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】

- 消費者庁は、平成 33 年度までに、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、体制整備や研修等について地方公共団体の支援を開始。
- 国民生活センターは、引き続き、消費生活相談員向けの研修等を活用して、消費生活相談体制を強化。

4 多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】

- 金融庁は、平成 31 年 3 月（予定）に改訂した対応マニュアルの活用を促進。平成 31 年度以降、相談員のレベルアップのため、改訂マニュアルを活用した研修を実施。

5 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】

- 日本司法書士会連合会は、平成 31 年度中に、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務事件についての研修を開始。平成 33 年度までを目途に、研修用 DVD を作成。
- 各司法書士会は、平成 33 年度までに、各地域の包括的な連携協力体制に参画。

6 日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】

日本司法支援センターは、多重債務者等に対する適切な情報提供のため、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、職員用の対応マニュアルを作成・配布。
- 平成 31 年度中を目途に、各地域の包括的な連携協力体制に参画。

第 2 治療支援：基本法第 16 条関係

1 全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備【厚生労働省・総務省】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 平成 32 年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市において専門医療機関及び治療拠点機関を整備。
- 平成 31 年度以降、専門医療機関の選定要件である研修を増加させるとともに、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるための取組や都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を推進。
- 引き続き、都道府県等で、医療機関に受診後の患者支援に係るモデル事業を実施。

2 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討【厚生労働省】

- 厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症の専門的な医療の確立に向けた研究を推進。ギャンブル等依存症に係る適切な診療報酬の在り方を速やかに検討。

第3 民間団体支援：基本法第19条関係

1 自助グループを始めとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援の一層の活用【厚生労働省・総務省】

厚生労働省は、民間団体支援の一層の活用等を図るため、以下の取組を推進。

- 引き続き、精神保健福祉センター等を通じて、民間団体に支援制度を周知するとともに、自治体・関係団体のニーズの把握や民間団体支援事例の共有等により、支援制度の活用を促進。
- 平成32年度以降も、事業の実施状況を踏まえ、支援制度の改善策を検討。

2 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】【再掲】

第4 社会復帰支援：基本法第18条関係

1 就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上【厚生労働省・総務省】

厚生労働省は、就労に関わる支援者のギャンブル等依存症対処能力の向上のため、以下の取組を推進。

- 平成31年度以降、依存症対策全国センターにおいて、ハローワーク職員にギャンブル等依存症の研修を行う講師となる指導者を養成し、研修等を実施。
- 引き続き、ハローワークにおいて、ギャンブル等依存症に関する周知を強化。

2 ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 平成31年度以降、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員を養成するため、研修等に、ギャンブル等依存症に関する内容を導入。
- 平成31年度以降、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センター等の関係機関との連携を促進。

3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】

法務省は、以下の取組を推進。

- 平成31年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者が出所後も継続的に回復支援・指導を受けられるよう、刑事施設における指導等の記録を関係機関に提供するなどの情報連携体制を整備するよう、刑事施設に対して通知を発出。
- 平成32年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施している刑事施設における好事例を各刑事施設間で共有。

4 受刑者に対する就労支援の充実【法務省】

- 法務省は、就労支援を受ける刑事施設出所者の割合を、平成31年度中に20%までに、平成33年度までに22%までに向上させることを目指して、就労支援担当職員に対する

研修等や更生保護官署等関係機関との連携強化を推進。

5 保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】

- 法務省は、平成 31 年以降毎年、保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数を平成 29 年実績（6,360 人）よりも減少させることを目指して、保護観察所の協力雇用主を増加させるほか、保護観察所とハローワーク・矯正施設等関係機関との連携を強化。

Ⅲ 予防教育・普及啓発：基本法第 14 条関係

1 依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】

厚生労働省は、引き続き、以下の取組を推進。

- シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発。
- 依存症対策全国センターは、ポータルサイトで積極的に情報発信。平成 31 年度から、啓発週間にあわせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために必要な支援を実施。
- 都道府県等において、リーフレット等により地域の相談窓口を普及啓発。

2 ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】

消費者庁は、ギャンブル等依存症に関する情報提供のため、以下の取組を推進。

- 平成 31 年 3 月（予定）に改訂した注意喚起・普及啓発資料の活用を推進。
- 平成 31 年度中に、消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症問題特設ページ等を改訂。
- 随時、SNS 等の手段を活用し、ギャンブル等依存症問題特設ページの閲覧を促す取組を実施。

3 地域における普及啓発の支援【消費者庁】

消費者庁は、地域における普及啓発のため、以下の取組を推進。

- 平成 31 年 2 月に策定した啓発用資料のサンプルを活用し、啓発週間等あらゆる機会を捉えて広範に啓発活動を実施するよう、地方公共団体に要請。
- 平成 32 年度以降、地方公共団体の優良な取組事例を周知。

4 青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】

- 消費者庁は、以下の取組を推進。
 - ・ 平成 30 年 11 月に策定した青少年向けの啓発用資料を活用し、啓発週間における啓発活動等を展開。また、SNS 等を活用し青少年向けの啓発資料を周知。
 - ・ 平成 31 年度以降、消費者月間の関連行事等でも、青少年向けの啓発資料を配布。
- 文部科学省は、平成 31 年度以降、消費者庁作成の啓発用資料等を活用するなどして、

専門学校や大学等における普及啓発を強化。

5 学校教育における指導の充実【文部科学省】

文部科学省は、新たに精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げることにした「高等学校学習指導要領解説」に基づき、平成 34 年度からの同指導要領の実施に向けて、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度以降、各種研修会等で、全国の学校体育担当指導主事等に対し、新学習指導要領を周知。
- 平成 31 年度以降、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料を周知し、その活用を促進。
- 平成 31 年度中に、発達段階に応じた子供向け啓発資料を作成。

6 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】

文部科学省は、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、全国各地域で、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施。
- 平成 33 年度までに、事例集等を作成・周知し、地域における社会教育施設等を活用した啓発講座の取組を促進。

7 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】

- 金融庁は、平成 31 年度内を目途に、ギャンブル等依存症問題の啓発の観点から、金融経済教育関係のガイドブックの改訂等を実施。

8 職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】

厚生労働省は、職場における啓発のため、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットを周知。
- 平成 31 年度中に、産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加。
- 平成 32 年度以降、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。

IV 依存症対策の基盤整備

第 1 各地域の包括的な連携協力体制の構築【厚生労働省・消費者庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】：基本法第 20 条関係

都道府県等において、地域の関係機関（※）が参画する包括的な連携協力体制を構築するため、以下の取組を実施。

- 厚生労働省は、平成 31 年度中に、都道府県・政令指定都市に対して通知を発出し、精神保健福祉センター等が連携会議を開催するよう依頼し、毎年度、その状況を検証。

- 関係省庁は、平成 31 年度中に、関係機関に通知を発出し、連携協力体制に参画し、その強化を図るよう指示。

※ 主な関係機関

専門医療機関やその他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等。

第 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】

- 内閣官房は、平成 31 年度以降、関係省庁の協力を得て、都道府県を対象とした説明会の実施等により、都道府県計画の策定を支援。平成 32 年度以降、毎年度、都道府県計画の策定状況を取りまとめ、ギャンブル等依存症対策推進本部に報告。

第 3 人材の確保：基本法第 21 条関係

1 ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の見直し【厚生労働省】

厚生労働省は、平成 34 年度までに、800 人以上の臨床研修医がギャンブル等依存症例を経験したとの評価を受けられることを目指して、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、臨床研修指導ガイドラインにおける臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症を位置付け、各臨床研修病院においてギャンブル等依存症例を指導できる体制を整備。
- 平成 32 年度以降、全ての臨床研修医が 2 年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例を経験し、病歴要約を作成して評価システム等に登録できる体制を構築。

2 医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】

- 文部科学省は、引き続き、全国の国公立大学医学部長会議等において、ギャンブル等依存症を明記した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を周知し、その実践を要請。

3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の養成【厚生労働省】

厚生労働省は、人材養成のため、以下の取組を推進。

- 保健師・助産師・看護師について、引き続き、「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた国家試験を実施。
- 社会福祉士について、平成 31 年度中に、ギャンブル等依存症に関する基本的な知識を学習できるよう、社会福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直し。
- 精神保健福祉士について、平成 31 年度中を目途に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」での結論を得た上で精神保健福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直し。

- 公認心理師について、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進。

4 ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】

- 厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し、研修を実施。

5 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】

法務省は、以下の取組を推進。

- 矯正研修所（支所を含む。）において、平成 31 年度中に、刑事施設の教育担当職員に対して、ギャンブル等依存症問題に関する研修を開始。平成 33 年度までに、処遇担当部署の職員に対する研修を開始。
- 矯正研修所（支所を含む。）において、平成 33 年度までに、集合研修で医師や心理療法士等の知見を踏まえた研修（スーパービジョン）を開始。

6 ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援をできる更生保護官署職員の育成【法務省】

法務省は、ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等への適切な指導・支援体制の整備のため、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、更生保護官署職員を対象に、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に資する研修を開始。
- 平成 33 年度までに、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を育成。

V 調査研究：基本法第 22 条関係

1 ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築、治療プログラムの全国的な普及【厚生労働省】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの有効性の検証、同プログラムの普及及び均てん化を図るため、調査研究を実施。
- 平成 33 年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市で、上記治療プログラムを提供する専門医療機関等を整備するための取組を実施。

2 個人認証システムの導入や海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】

- 競馬主催者等は、平成 33 年度までに、入場管理方法としての個人認証システムの研究、海外競馬のギャンブル等依存症対策の状況調査を実施。

3 新たな入場管理方法の調査研究【国土交通省】

- 全施協は、モーターボート競走関係団体と連携して、平成 31 年度から 3 年間を目途に、対象者を特定する技術の先進事例を参考としつつ、ICT 技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、その導入の可能性を検討。

VI 実態調査：基本法第 23 条関係

1 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】

- 厚生労働省は、関係省庁の協力を得て、平成 31 年度中に、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等を含むギャンブル等依存症問題の実態調査の方策を検討し、平成 32 年度に実施。

2 国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査【消費者庁】

消費者庁は、以下の取組を推進。

- 平成 33 年度までに、国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査を実施。
- 平成 33 年度までに、注意喚起・普及啓発の施策の認知度等の実態調査を実施。

3 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省】

- 公営競技カウンセリングセンターは、平成 31 年度以降、相談件数や相談者属性等について、今後開設予定の同センターのウェブサイトで公表。
- 全国公営競技施行者連絡協議会は、多重債務・貧困・犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握のため、相談内容等の分析を開始し、関係機関に提供。

4 ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】

- 全施協は、支援センターと連携し、平成 31 年度中に、相談データの分析結果に基づいた実態把握を実施し、公表。平成 33 年度までに、多重債務・貧困・犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握のため、相談内容等の分析を開始し、関係機関に提供。

5 リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるぱちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】

- ぱちんこ業界は、RSN の協力を得て、毎年度、相談者の統計情報の集計・分析を充実させるなどにより、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態把握を実施し、公表。
- 警察庁は、平成 31 年度中に、ぱちんこを始めとするギャンブル等への依存を原因とした犯罪に係る必要な調査の実施について検討に着手。

6 子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【厚生労働省】

- 厚生労働省は、平成 31 年度以降、継続的に、ギャンブル等依存症が児童虐待へ及ぼす

影響等を調査・検討。

7 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】

- 法務省は、平成 31 年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握のための調査を開始し、同調査の結果を全国の刑事施設で共有。

VII 多重債務問題等への取組

1 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】

- 金融庁は、引き続き、モニタリング等を通じ、貸付自粛制度の適切な運用を確保する。また、平成 31 年度中に、貸付自粛制度の適切な運用を確保するため、民間金融機関団体と協力して、効果的な周知方法を検討・実施。

2 ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】

- 金融庁は、民間金融機関団体における相談窓口とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を促進するため、平成 31 年 3 月（予定）に改訂したギャンブル等依存症に関する対応マニュアルの活用を推進。民間金融機関団体の研修参加を促進。

3 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】

- 警察庁は、平成 31 年度中に、都道府県警察に対して、違法なギャンブル等の取締りの指示を徹底するなどにより、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進。